

令和3年1月大井町教育委員会定例会 会議録

日 時 令和3年1月21日（月）13時55分～15時00分
場 所 大井町役場 3階 301会議室
出席委員 夏苺一壽教育長、石井孝典教育長職務代理者、牧野誠一郎委員、
中條政夫委員、小島茂子委員
出席職員 石井浩二参事兼教育総務課長、大森勉生涯学習課長、
橋本多恵子学校給食センター所長、大川智也指導主事、
山崎良徳社会教育主事
【書記】山崎好之教育総務課副課長
傍 聴 人 なし
会議内容

- 1 開会 夏苺教育長から開会の宣言をする。
- 2 前会議録の承認 令和2年12月定例会の会議録が承認され、中條委員・小島委員が会議録に署名する。
- 3 教育長の報告
 - (1) 教育長の報告 資料により夏苺教育長が説明する。
(要旨)
12月定例会以降で出席した主な会議の報告をする。
1月8日の緊急事態宣言再発令に伴い、町に新型コロナウイルス感染症対策本部が設置された。このような中ではあるが、1月9日に町成人式の内容を縮小し、式典のみで開催した。
コロナの感染症対策として保護者に向けて、1月6日にメールによる注意喚起、また、1月7日に園・校長名で通知文書を発出した。さらに、1月12日の臨時園長会議・校長会議において、教育長、園・校長名連名の文書内容について協議し、1月14日付で発出した。
教育長会議の関係では、12月21日、1月18日に足柄上地区教育長会議が開催された。
12月21日の会議では教科書採択方法が主な内容であった。情報交換では、修学旅行のキャンセル料の町負担、児童・生徒・教員のコロナ感染での対応や状況等であった。
1月18日の会議では、統括校長の配置について会長から話があった。県教委では統括校長の職を検討している。県立学校では令和4年度より実施予定。内容は、課題校や新任校長の指導、県教委との調整などが想定されているとの内容であった。
情報交換では、令和3年度の教育施策、中学校の修学旅行等が主な話題であった。
12月16日の人事異動に伴う教育事務所長・教育長・校長の三者面接では、来年度に

向けた人事異動のヒアリングを行った。

1月13日に実施した園・学校あり方検討会議の打合せでは、中條委員に御出席いただき、石井参事、山崎副課長と2月10日に開催する第2回の協議事項について話し合った。緊急事態宣言が延びた場合、書面会議での対応はできないため、開催時期を延期して実施する予定。

1月19日に予定していた、青少年問題協議会・いじめ問題対策協議会は中止対応。

12月22日に開催した校長園長会議では、おおむね落ち着いた運営がなされている中で、学校行事の取組が話された。児童・生徒上の問題では、不登校の実情、情報モラルに係る携帯電話・スマホの問題、交通事故の発生等が報告された。

幼稚園関係では、園行事の取組状況が報告された。また、満3歳児保育、年少児の給食、来年度の園運営について協議をした。

(2) 各課・センターからの報告

- ①教育総務課関係事業報告 資料により石井参事兼教育総務課長が説明する。
- ②生涯学習課関係事業報告 資料により大森生涯学習課長が説明する。
- ③学校給食センター関係事業報告 資料により橋本学校給食センター所長が説明する。

(石井教育長職務代理者)

新型コロナウイルスに関して、県の方針として濃厚接触者の追跡は行わないということですが、町の対応としてはどのようなになっているのですか。

(石井参事兼教育総務課長)

県の方針として、クラスターの発生が心配される施設については、今までどおり濃厚接触者の調査は行うようですが、そのほかについては追跡調査をしないようです。町としての対応を、子育て健康課を交えて協議を持ちましたが、学校はマニュアルに沿った調査をしながら、濃厚接触者との行動はなかったとの報告ができるような体制を、保健師や学校医と検討しながら整える方向で考えています。

4 議 事

(1) 議決事項

- 議案第1号 大井町総合体育館条例の一部を改正する条例について
大森生涯学習課長が資料により説明する。

(要旨)

大井町総合体育館北側の広場の有効利用及び利用者の利便性や快適性の向上のため、施設及び使用料に広場を追加する改正をしたいので提案するものである。なお、この条例は、令和3年4月1日以降の施設利用に係る使用料から適用していきたい。

(中條委員)

北側の広場とは具体的には体育館のどこを指すのでしょうか。

(大森生涯学習課長)

道路と体育館の間で、通常、チェーンで仕切ってあるところです。

今後、体育館北側に大井町中央公園（仮称）が隣接することを考慮し、キッチンカーなどの出店による飲食物などの物品販売を想定しています。また、使用料につきましては、大井町都市公園条例に基づき設定しました。

(中條委員)

利用者は、営利を目的とする団体もしくは個人を想定しているということですか。

また、体育館でスポーツ大会が開かれているときに、練習としてその広場を使用する場合は、料金は発生しないということよろしいですか。

(大森生涯学習課長)

はい、そのとおりです。なお、キッチンカー設置の要望は数件ではあるが、以前にありました。

3月の議会に上程したいと思っています。

○議案第2号 大井町総合体育館条例施行規則の一部を改正する条例について
大森生涯学習課長が資料により説明する。

(要旨)

大井町総合体育館北側の広場の有効利用及び利用者の利便性や快適性の向上のため、施設に広場を追加する改正をしたいので提案するものである。なお、この規則は、令和3年4月1日以降の施設利用に係る使用料から適用していきたい。

(2) 協議事項

○適応指導教室について

石井参事兼教育総務課長が資料により説明する。

(要旨)

協議事項は3点。すべて12月定例議会での一般質問内容である。

1点目の質問は、適応指導教室について。内容は、①不登校状態にある子どもたちの状況について。②学習について。③運営方法についての3つ。

①については、個々の背景や要因が異なるので実数ではなく比率で回答した。町教委としては、各学年の担当者と、未然防止・早期発見・早期対応・継続的な支援について共通理解を図りながら対応していること。また、適応指導教室やスクールカウンセラーとの連携を引き続き図っていくと回答した。

②の学習状況については、要因は一人ひとり異なっているが、共通しているのは心身ともに充電が必要な状態であること。個々のペースに合わせ、担任の先生と連携しながら学校への復帰の手立てにつなげていることを回答した。

③の運営方法については、適応指導教室専任教諭1名、町雇用の非常勤教諭1名、教育総務課の教育指導員がサポートに入っている状況と回答した。

また、再質問の中で、『適応指導教室』という名称について、『教育支援センター』という名称も使われていること。文科省は学校に復帰するという結果のみを目標にしないとしていることから、大井町適応指導教室の要綱にある「学校への復帰を図るため」の文言についてなど、ネーミングや表現について意見が出された。これらについては、検討する旨を回答した。併せて、GIGA スクール整備による端末やモニターの適応指導教室への配備、直通電話の整備、適応指導教室へ通えない子どもへの対応について質問があった。さらに、文科省の通知で示されている支援シートの活用について、保護者の記入の余地などの質問があった。

これらを勘案して、『適応指導教室』の呼称変更や支援シートの見直しを実施し、要綱改正を行いたい。また、同時にリーフレットの表記事項の変更もしていきたい。

次回の定例会で要綱改正案を示し、御協議いただきたい。

○ことばの教室について

石井参事兼教育総務課長が資料により説明する。

(要旨)

質問内容は、①運営状況について。②通級基準についての2点。

①については、ことばの教室通級指導は、大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部障がいに応じた特別指導であること。自校通級、他校通級の2形態であることを回答した。また、担当教諭と担任が連携しながら、一人ひとりに合った指導を行っていることなどを回答した。

②については、文科省の障がいに応じた通級による指導の手引にあるように、通級にあたり総合的な判断をすることとされているので、具体的基準はない旨を回答した。

本町においては、在籍校の校長より、通級指導担当教諭との教育相談の申請と相談の実施、教育委員会が係る中で総合的な判断をしている旨を回答した。

再質問で、他校通級する場合の交通費の負担や保護者の送迎が難しい場合、通級を断念する家庭があり不公平にならないかとの意見があったが、ことばの教室については、保護者の責任において通級してもらおうとしている。これについては変更するつもりはない旨を回答した。

ことばの教室の現行要綱については、使用様式に変更点や要綱上に明記されていない部分もあるので、これらを合わせて要綱の改正を行っていきたい。次回の定例会で案を示していきたい。

○就学援助制度について

石井参事兼教育総務課長が資料により説明する。

(要旨)

質問内容は、①今年度の申請者数と利用率について。②要保護の基準について、所得を基準としている自治体が多いのに、大井町では給与収入を基準としている理由は何か。③所得基準へ変更する考えはあるか。④現行の支給条件の緩和は考えているか。⑤制度を分かりやすくするための周知方法を改善していく考えはあるのか、の5点。

本制度は、学校教育法第 19 条の規定に基づいて市町村の責務として本町において実施しているものである。申請書類の内容、校長の意見や児童委員民生委員による世帯調査などを参考にし、認定基準に照らし合わせながら審査を行っている状況である。

①の申請者は 74 人 42 世帯で、制度利用率は 5.49%である。②の給与収入を基準としている理由は、所得収入を基準にすると通常の就労世帯においても認定できる内容になってしまい、経済的な理由により就学困難な子どもの家庭を援助するという趣旨から乖離してしまう旨回答した。③の生活保護基準の見直しについては、基準を下げることによって収入が比較的多い世帯への支給につながるということで、慎重に検討していかなければいけない内容であると回答した。⑤の制度をわかりやすく周知する方法は、町の HP やお知らせ版、入学説明会や就学時の健康診断で通知の配付をしている。今後、収入に対する給付額などのおおよその目安を周知内容に盛り込む予定である。

5 その他

○新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発出に伴う社会教育施設の利用について

大森生涯学習課長が資料により説明する。

(要旨)

令和 3 年 1 月 8 日から 2 月 7 日までの緊急事態宣言に伴い、生涯学習センター・総合体育館（学校施設含む）、その他社会教育施設については窓口業務は行いうが、利用は休止とする。

その他、1 月 20 日以降の主な社会教育事業も中止する。

○第 2 回大井町総合教育会議の開催について

山崎教育総務課副課長が机上配付資料により説明する。

(要旨)

次回の定例会（2 月 18 日）の前に実施。協議事項は、外国語教育の推進についてと令和 3 年度主要事業について、が主な内容である。

●今後の行事等予定について

資料により石井参事兼教育総務課長から説明する。

湘光中学校卒業証書授与式は、町長、教育長、議長が来賓として対応。幼稚園の修了証書授与式と小学校の卒業証書授与式はまだ協議をしていないので、改めて通知する。

3 月 31 日の辞令交付式については予定通り出席をお願いしたい。

次々回の定例会の開催日を令和 3 年 3 月 19 日（金）14 時からとする。

6 閉会 夏苺教育長から閉会の宣言をする。